

第 3 編 風水害等編

第1章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助救急及び交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図る。

第1節 組織計画

部署・関係機関	総務対策部、各関係対策部
---------	--------------

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための組織は、地震・津波編 第1章「第1節 組織計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

なお、災害対策初動体制、災害対策警戒体制、災害対策本部体制の配備基準等については、次のとおりとする。

災害対策配備体制基準（風水害等編）

体制区分	配備基準	警戒レベル (参考) ※	配備要員	主な対策
災害対策初動体制	1 大雨警報または洪水警報が発表された場合	3	- 防災課1名以上、総務部要員1名以上、建設部要員1名以上本庁待機 - 下水道課1名以上上下水道局待機 - 緊急対応班（電話受理班）、災害対応活動班、協力要員は招集時に備える。	対策要員に割当てられた職員は、気象情報等を把握し本市に災害が発生するおそれがある場合には、速やかに災害対策警戒体制に備える。 ①気象情報等の把握 ②各待機要員の連携把握 ③情報の収集及び伝達（防災行政無線放送、HP、SNS、自治会関係等） ④高齢者等避難を検討し、必要に応じて発令 ⑤台風等避難所の開設を検討し、必要に応じて開設 ⑥台風対策及び課の行事（予防接種、イベント、保育業務、ゴミ収集等）に関する連絡先等確認
	2 暴風警戒域内に入ることが予想される場合	—		
	3 高潮注意報が発表され、本市に影響がある場合	2 3		
災害対策警戒体制	1 大雨警報または洪水警報が発表され、本市に災害が発生するおそれがある場合	3	- 緊急対応班（電話受理班） - 災害対応活動班※人員の増減の決定は、総務部長・建設部長が行う。 - 協力要員	特に関係ある部・課の所要人員で、災害に関する情報収集、巡視及び連絡活動が円滑に行い得る体制とし、状況に応じて第1配備体制に移行できる体制 ①気象情報等の把握 ②各待機要員の連携把握 ③情報の収集及び伝達（防災行政無線放送、HP、SNS、自治会
	2 土砂災害警戒情報が発表された場合	4		
	3 台風の暴風域（風速25m/s）以上に入った場合または暴	—		

		風警報、暴風特別警報が発表された場合			関係等) ④危険区域を巡視し災害の兆候等に留意 ⑤避難指示等を検討し、必要に応じて発令 （注）要員に指示されていない課長等は緊急事態に備える。 ⑥台風等避難所の開設 ⑦災害対策本部体制への移行を検討
		4 台風接近が予想されており、高潮警報が発表された場合	4		
		5 高潮特別警報が発表された場合	4		
災害対策本部体制（水防本部）	配備検討	1 負傷者等がおおむね 50 人以上の事故等	—	配備体制の検討	①対策本部設置報告（県、住民等への設置報告） ②情報収集及び伝達 ③避難指示等の検討 ④要救助者、被害状況等を調査班編成し調査 ⑤配備体制の検討 ⑥指定避難所等の開設を検討し、必要に応じて開設 ⑦県への自衛隊等応援要請依頼の検討 （緊急消防援助隊、他市町村、応援協定等） ⑧対策要員に指示されていない班長、職員は緊急事態に備える。
	第 1 配備	1 浸水、土砂災害等の被害が発生するおそれがある場合、または被害が発生した場合において、配備体制を検討の上、災害対策本部を設置する。	3	災害対策本部所掌事務（所掌事務[別表 2]）による動員[本部長の判断により増減] ①各対策部においては、対策部長の指示により対策要員の増減を検討し、交代をする。 ②他の班においては、対策部長の指示により、登庁または自宅待機とする。	
			4		
			5		
	第 2 配備	1 本市全域で被害の拡大が予測される場合	5	約半数の職員を動員（所掌事務[別表 2]参照）[本部長の判断により増減] ①各対策部においては、対策部長の指示により対策要員の増減を検討し、交代をする。 ②他の班においては、対策部長の指示により、登庁または自宅待機とする。	
		2 大雨特別警報が発表された場合	5		
	第 3 配備	1 災害により本市全域にわたる被害が発生し、又は局地的であっても被害が特に甚大な場合	5	全職員[全会計年度任用職員の動員検討] ①各対策部においては、対策部長の指示により対策要員の増減を検討し、交代をする。	

※警戒レベル：災害発生の危険度と、とるべき避難行動を、住民が直感的に理解するための情報

警戒レベル5相当：大雨特別警報、氾濫発生情報、キキクル（危険度分布）「災害切迫」（黒）

警戒レベル4相当：土砂災害警戒情報、キキクル（危険度分布）「危険」（紫）、氾濫危険情報、高潮特別警報、高潮警報

警戒レベル3相当：大雨警報（土砂災害）、洪水警報、キキクル（危険度分布）「警戒」（赤）、氾濫警戒情報、高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）

第2節 気象警報等の伝達計画

部署・関係部署	総務対策部、消防対策部、各関係対策部	沖縄県、沖縄気象台
---------	--------------------	-----------

災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象注意報・警報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達する措置等については、次により実施する。

1 警報等の種類及び発表基準（沖縄気象台）



(1) 気象業務法に定める警報・注意報等

ア 気象注意報等

沖縄市における気象注意報等の基準は以下のとおり。

沖縄気象台管内の沖縄市の発表基準

発表官署		沖縄気象台
府県予報区		沖縄本島地方
一次細分区域		本島中南部
市町村等をまとめた地域		中部
注意報	大雨	【※1 表面雨量指数基準】 13 【※2 土壌雨量指数基準】 117
	洪水	【※3 流域雨量指数基準】 比謝川流域＝7.6、白比川流域＝3.9、与那原川流域＝4.4、川崎川流域＝3.7 【複合基準※4】 比謝川流域＝（20，9.5） 【指定河川洪水予報による基準】 ー
	強風（平均風速）	【陸上】 15m/ s 【太平洋側】 15m/ s

	波浪（有義波高）	2.5m
	高潮（潮位：標高）	1.3m
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	濃霧（視程）	【陸上】100m 【太平洋側】500m
	乾燥	最小湿度50%で、実効湿度60%
	低温	最低気温5℃以下
	霜	最低気温5℃以下

※1 表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/hyomenshisu.html>) を参照。

※2 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/dojoshisu.html>) を参照。

※3 流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/ryuikishisu.html>) を参照。

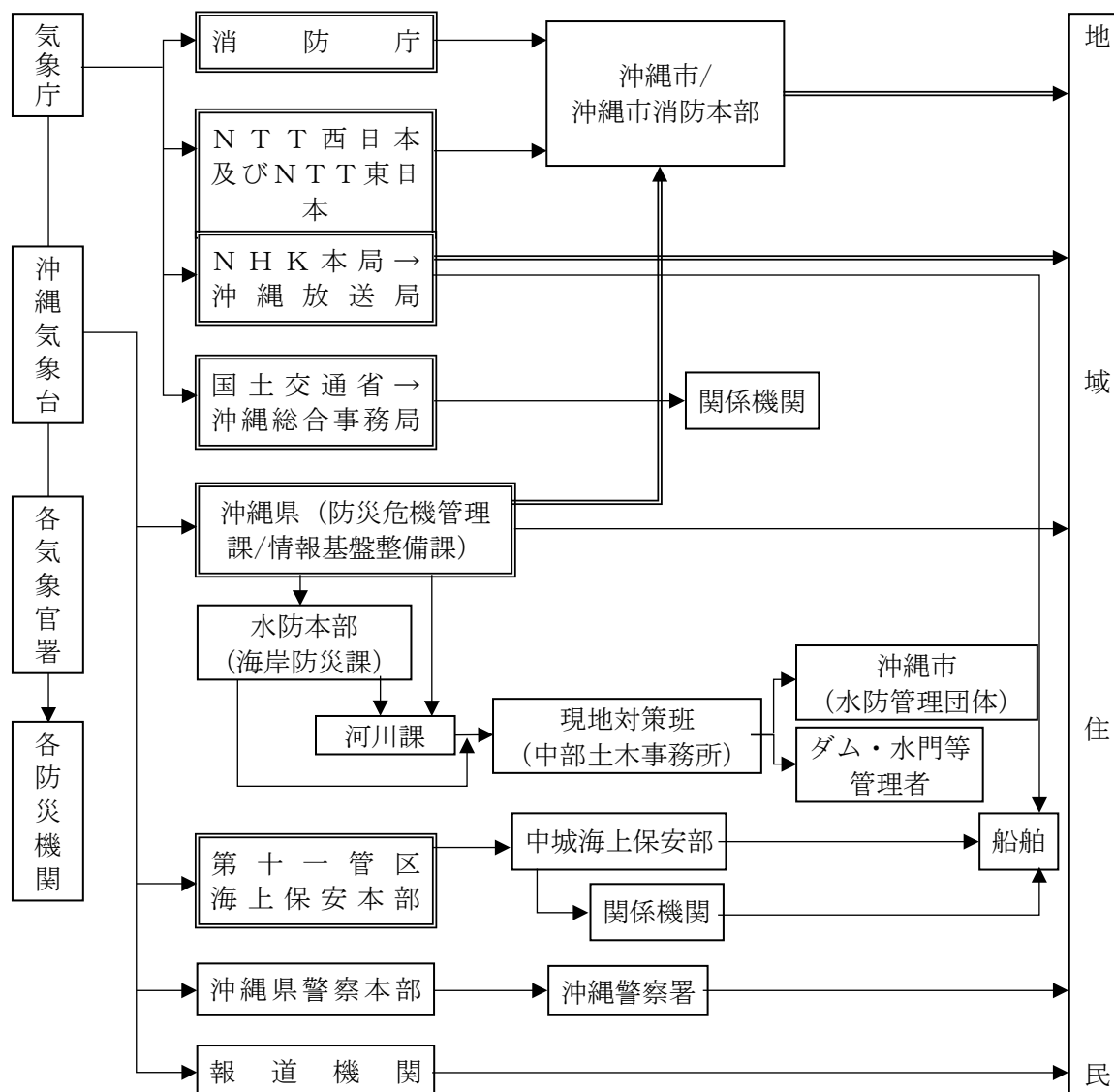
イ 気象警報等

沖縄市における気象警報等の基準は以下のとおり。

沖縄気象台管内の沖縄市の発表基準

発表官署			沖縄気象台
府県予報区			沖縄本島地方
一次細分区域			本島中南部
市町村等をまとめた地域			中部
警 報	大雨	(浸水害)	【表面雨量指数基準】 24
		(土砂災害)	【土壌雨量指数基準】 168
	洪水		【流域雨量指数基準】 比謝川流域＝9.5、白比川流域＝4.9、与那原川流域＝5.5、川崎川流域＝4.6 【複合基準】 比謝川流域＝ (20, 9.5)
	暴風（平均風速）		【陸上】 25m/ s 【太平洋側】 25m/ s
	波浪（有義波高）		6.0m
	高潮（潮位：標高）		2.0m
記録の短時間大雨情報（1時間雨量）			110mm

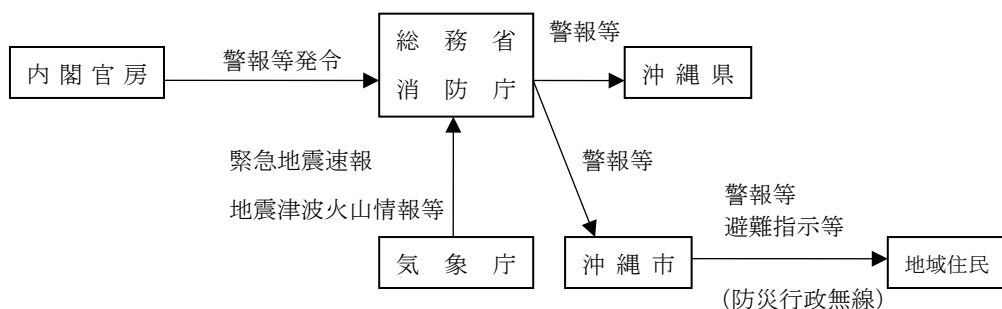
〔気象警報等の伝達系統図〕



(注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

(注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

〔Jアラートの伝達系統図〕



Jアラート（全国瞬時警報システム）は、消防庁側配信設備で構成される送信局と、沖縄県・沖縄市においてその同報信号を受信する受信局で構成され、総務省消防庁に配置する衛星送信局では、内閣官房より提供される国民保護関係情報と、気象庁より提供される津波警報・注意報、緊急地震速報等の気象関係情報を、通信衛星を通じ全国へ配信する。受信局設備では、送信局から通信衛星経由で配信された情報を受信し、受信データに応じて画面表示、同報系の市防災行政無線（以下、「同報無線」という。）の自動起動等の処理を行う。

ウ 気象特別警報

気象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合その旨を警告して行う予報。最大級の警戒を呼びかけて行う。

エ 気象情報等

気象の予報等に関し、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報の発表中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

台風の大きさ (風速 15m/s 以上の半径)		台風の強さ (最大風速)	
大 型	500 km 以上 800 km 未満	強 い	33m/s 以上 44m/s 未満
超大型	800 km 以上	非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満
		猛 烈 な	54m/s 以上

(注)：上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

オ キキクル（警報の危険度分布）

警報、注意報や気象情報で災害に対して注意警戒を呼びかける。警報が発表された市域のうち、実際に土砂災害や水害発生の危険度が高まっている場所は、危険度分布で色分けして表示する。例えば土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）では、特に「災害切迫」（黒）が出現した場合、土砂災害警戒区域等では、過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっており、命に危険が及ぶような土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況である。

内閣府の「避難情報に関するガイドライン」では「土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする」とされている。また、高齢者等避難の発令の判断として、例えば、水位周知河川においては一定の水位を超えた状態で、洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達）し急激な水位上昇のおそれがある場合が挙げられている。

なお、キキクル（警報の危険度分布）等の概要は次のとおりである。

キキクル（警報の危険度分布）の概要

種 類	概 要
土 砂 キ キ ク ル （大雨警報（土砂災害）の 危 険 度 分 布 ）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。 「災害切迫」（黒）が出現した場合、土砂災害警戒区域等では、命に危険が及ぶような土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況となる。このため、避難にかかる時間を考慮して、土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）、「今後の情報等に留意」（無色）の危険度を表示している。
浸 水 キ キ ク ル （大雨警報（浸水害） の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに表面雨量指数の実況値や1時間先までの予測値を用いて5段階に色分けして示す情報。常時10分ごとに更新しており、雨が強まってきたときや大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
洪 水 キ キ ク ル （洪水警報の危険度分布）	大雨による指定河川洪水予測の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生危険度の高まりを5段階に色分けし、河川の流路に沿って示す情報。危険度の判定には3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いており、中小河川の特徴である急激な増水による危険度の高まりを事前に確認することができる。また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）について表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標で、洪水警報等の発表基準に用いている。河川毎にこれまでに降った雨（解析雨量）とこれから降ると予想される雨（6時間先までの降水短時間予報等）を取り込んで、上流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値を6時間先までの予測値として算出し、洪水警報等の基準値への到達状況に応じて色分けした時系列で表示している。



●資料：気象庁 HP「気象警報・注意報」より気象庁ホームページの表示例 市町村表示の例

カ 警報級の可能性

5日先までに警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島中南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間予報の対象地域と同じ発表単位（沖縄本島地方など）で発表される。

大雨、高潮に関して〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があるとされる警戒レベル1である。

5日先までの早期注意情報(警報級の可能性)

〇〇県南部の早期注意情報(警報級の可能性)

南部では、4日までの期間内に、暴風、波浪、高潮警報を発表する可能性が高い。
また、4日明け方までの期間内に、大雨警報を発表する可能性がある。

〇〇県南部 警報級の可能性	3日		4日				5日	6日	7日	8日
	18-24	00-06	06-12	12-18	18-24					
大雨	[中]			—			—	—	[中]	—
暴風	—			[高]			—	[中]	[高]	—
波浪	—			[高]			—	[中]	[高]	—
高潮	—			[高]			—	[中]	[高]	—

[高]: 警報を発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況です。明日までの警報級の可能性が[高]とされているときは、危険度が高まる詳細な時間帯を本ページ上段の気象警報・注意報で確認してください。
 [中]: [高]ほど可能性は高くありませんが、命に危険を及ぼすような警報級の現象となりうることを表しています。明日までの警報級の可能性が[中]とされているときは、深夜などの警報発表も想定して心構えを高めてください。
 ※警戒レベルとの関係
 早期注意情報(警報級の可能性)*...【警戒レベル1】
 * 大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合。

翌日まで
 ・天気予報と合わせて発表
 ・時間帯を区切って表示

2日先～5日先まで
 ・週間天気予報と合わせて発表
 ・日単位で表示

翌日まで
 前日の夕方方の段階で、必ずしも可能性は高くないものの、夜間～翌日早朝までの間に警報級の大雨となる可能性もあることが分かる！

2日先～5日先まで
 数日先の荒天について可能性を把握することが出来る！

●資料：気象庁 HP「早期注意情報(警報級の可能性)」

キ 地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域(海上予報区)に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想(24時間以内)がある場合、沖縄気象台が発表する。

(ア) 地方海上予報区の範囲と細分名称

- ・沖縄気象台担当地方海上予報区

沖縄海域(SEA AROUND OKINAWA)

- ・細分名称

沖縄東方海上(SEA EAST OF OKINAWA)

東シナ海南部(SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA)

沖縄南方海上(SEA SOUTH OF OKINAWA)

(イ) 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
カシヅョウケイホウシ 海上警報なし（英文 NOWARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
カシヅョウノウムケイホ 海上濃霧警報（英文 FOG WARNING）	濃霧により視程が約 500m以下 （0.3 カリ以下）
カシヅョウカセケイホ 海上風警報（英文 WARNING）	最大風速が 13.9～17.2m/s （28 ノット以上～34 ノット未満）
カシヅョウキョウフウケイホ 海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が 17.2～24.5m/s （34 ノット以上～48 ノット未満）
カシヅョウボウフウケイホ 海上暴風警報（英文 STORM WARNING）	最大風速が 24.5～32.7m/s （48 ノット以上～64 ノット未満）
カシヅョウタイフウケイホ 海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）	台風による風の最大風速が 32.7m/s 以上 （64 ノット以上）

〔地方海上警報の伝達系統図〕



(2) 水防警報等

ア 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行なわれる水防活動用の警報・注意報は(1)のア・イ・ウに定める特別警報・警報・注意報が発表されたとき、これによって代替される。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 （大津波警報の名称で発表）
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

イ 水防警報

水防警報とは、洪水、津波又は高潮等によって災害の発生が予想される場合に国土交通大臣

又は県知事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について水防法に基づき発するものをいう。

(注) 現在本計画に考慮されていないが将来を想定して記載した。

ウ 氾濫警戒情報

市は、河川水位、氾濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。また、市防災計画に、水位周知河川の浸水想定区域ごとに、住民、要配慮者利用施設の管理者等への氾濫警戒情報の伝達体制を規定しておく。

(3) 消防法に定める火災警報等

ア 火災警報

市本部長は、次の場合に、火災警報を発令することができる。

消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき、または気象が次の状況またはその他の理由により火災予防上危険であると認めたとき。

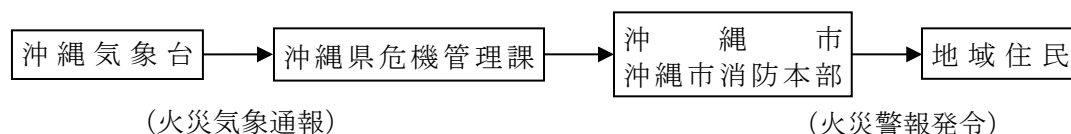
- ① 実効湿度が 60 パーセント以下で、最小湿度が 50 パーセント以下となり、最大風速 10 メートル以上の見込みのとき。
- ② 平均風速が 15 メートル以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。
- ③ 前 2 号に準ずる気象状況で、火災の予防又は警戒上特に危険であると消防長が認めるとき。

イ 火災気象通報

沖縄県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、気象官署がそれぞれ担当区域に発表する「火災予防に関する気象通報」をもって火災気象通報にかえる。

ウ 火災警報等の伝達

〔伝達系統図〕



(4) 県知事、市本部長が行う警報等

知事は沖縄気象台その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、または自ら災害に関する警報をしたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について関係機関に対し必要な通知または要請を行う。

また、市本部長は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたときまたは自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったときまたは自ら災害に関する警報を知ったときは、市防災計画の定めるところにより当該予報若しくは警報または通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるとき、市本部長は住民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知または警告を行う。

(5) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、県と気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に土砂

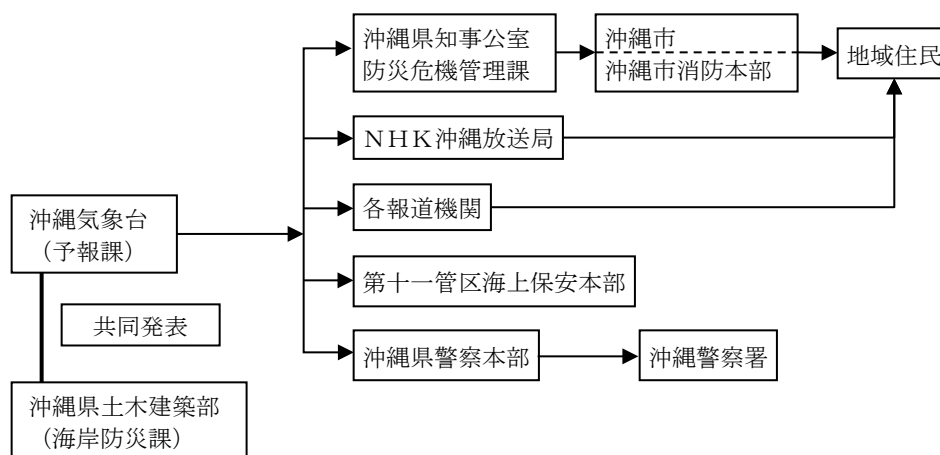
災害発生 の危険度がさらに高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村毎に発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所がキキクル（警報の危険度分布）で確認できる。

市本部長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。

また、市防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、自治会・自主防災組織及び要配慮者利用施設の管理者等への土砂災害警戒情報の伝達について規定する。

●資料編 資料 4-14 土砂災害警戒情報の例

〔土砂災害警戒情報の伝達系統図（沖縄本島地方）〕



(6) 記録的短時間大雨情報

気象台は、県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生 の危険度が高まっている場所がキキクル（警報の危険度分布）で確認できる。

(7) 竜巻注意情報

気象台は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい状況になっている時に、一次細区分区域単位（本島中南部など）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を各気象台が受け持つ一次細区分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

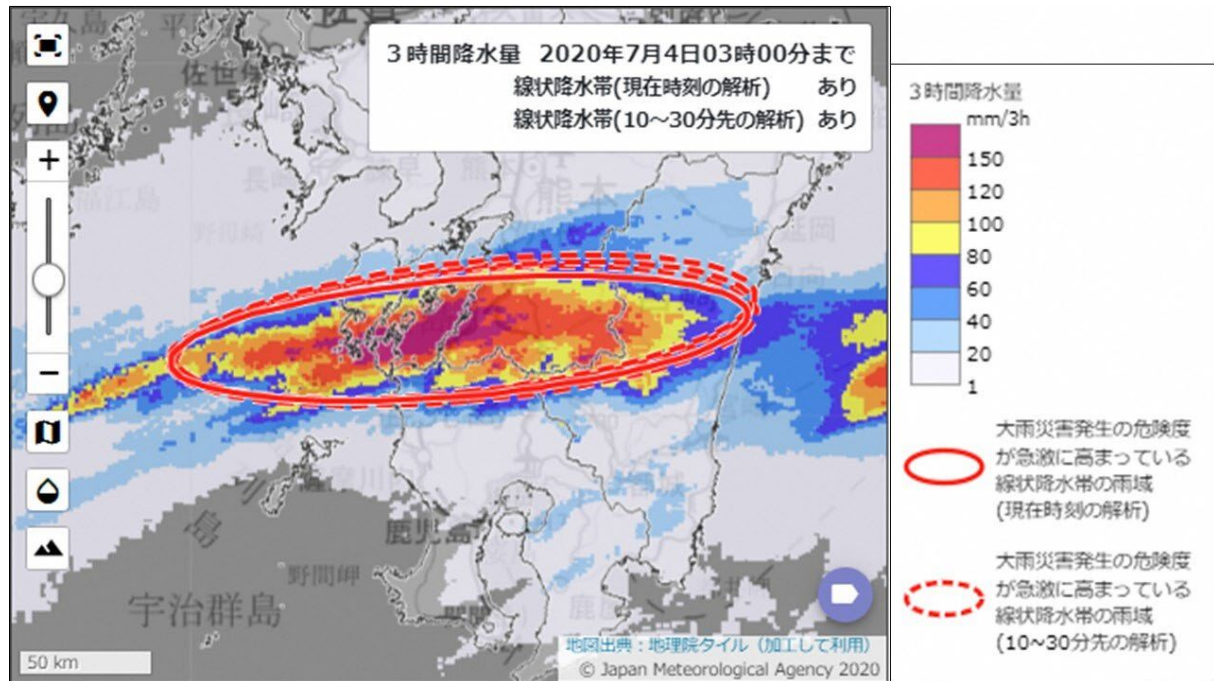
(8) 顕著な大雨に関する気象情報

顕著な大雨に関する気象情報とは、大雨による災害発生 の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」という

キーワードを使って解説する情報で、警戒レベル相当情報を補足する情報として、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

顕著な大雨に関する気象情報が発表された際には、「雨雲の動き」「今後の雨」（1時間雨量又は3時間雨量）において、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域が赤い楕円で表示されが、楕円の外側の地域であっても、大雨による災害発生の危険度が高まっている場合がある。

なお、災害発生の危険度が高まっている場所の詳細は、キキクル（危険度分布）で確認できる。



●資料：気象庁 HP「線状降水帯に関する各種情報」

2 警報等の発表及び解除等の発表機関（沖縄气象台、沖縄県、防災班）

警報等の発表及び解除は次の機関で行う。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報 洪水 〃 強風 〃 波浪 〃 高潮 〃 濃霧 〃 雷 〃 乾燥 〃 霧 〃 低温 〃 大雨(土砂災害、浸水害) 警報 洪水 〃 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃 大雨特別警報 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃	沖縄气象台	沖縄市
記録的短時間大雨情報 竜巻注意情報	気象庁	沖縄県
火災警報	沖縄市長	沖縄市
水防警報	県知事	指定した河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び气象台(南大東島地方气象台を除く)	各市町村別(伊是名村、粟国村、渡名喜村、多良間村、南大東村、北大東村を除く)

3 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置（各関係班）

気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況及び経過等できるだけ具体的な情報を、以下によりすみやかに通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね次に掲げる現象をいう。

事 項	現 象	
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流 山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり 地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪

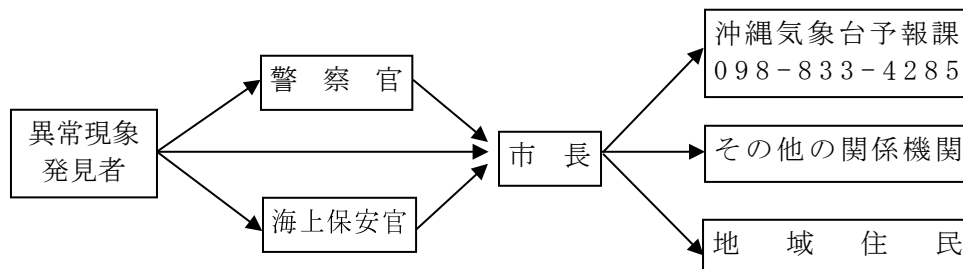
(2) 異常現象発見時の通報要領

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に市本部長、各担当区域の警察官又は海上保安官に通報する。

イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市本部長に通報する。

ウ 通報を受けた市本部長は、異常発見者の通報系統図によりその旨を気象庁その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

(3) 異常現象発見者の通報系統図



4 警報等の受領責任及び伝達方法（防災班、通信指令班、警防班）

(1) 関係機関から通報される警報等は、市及び消防本部において受領し、これを迅速、確実に収集を行う。

(2) 関係機関から警報等を受領した市及び消防本部は、直ちにその旨を総務対策部長または防災班長に伝達する。

(3) (2) により伝達を受けた総務対策部長または防災班長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるときまたは、発生したことを知ったときは、直ちに市本部長に報告する。

(4) 消防本部から伝達される警報等の受領にあたっては、次の事項について文書をもって記録する。

ア 警報等または災害の種類

イ 発表または発生の日時

ウ 警報等または災害の内容

エ 送信者及び受領者の職氏名

オ その他必要な事項

防災関係機関及び各事業所等は、気象警報等について、携帯電話、トランジスタラジオ等を常備して積極的に収集する。

第3節 災害通信計画

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部、企画対策部	沖縄警察署、電気通信事業者
---------	-------------------	---------------

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、地震・津波編 第1章「第3節 災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第4節 災害情報等の収集・伝達計画

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部、各関係対策部
---------	--------------------

災害状況等の収集・報告は、地震・津波編 第1章「第4節 災害情報等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

なお、市（消防本部）は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。

- 1 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内に可能な限り早く、わかる範囲で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から、適宜、報告する。
- 2 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- 3 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- 4 行方不明者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

第5節 災害広報計画

部署・関係機関	総務対策部、各関係対策部
---------	--------------

災害時における情報及び被害状況等の広報は、地震・津波編 第1章「第5節 災害広報計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。具体的には、段階に応じて以下のような広報を行う。

1 警戒段階（台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期）

- (1) 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置
- (2) 台風・気象情報
- (3) 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
- (4) 警報
- (5) 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
- (6) 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
- (7) 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
- (8) 公共交通機関の運行状況
- (9) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
- (10) 避難情報（高齢者等避難）

2 初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）

- (1) 避難情報（避難指示とその理由）
- (2) 避難所情報

3 応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）

- (1) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
- (2) 医療機関の状況
- (3) 感染症対策活動の実施状況
- (4) 食料、生活必需品の供給予定
- (5) 災害相談窓口の設置状況
- (6) その他住民や事業所のとるべき措置

第6節 自衛隊災害派遣要請依頼計画

部署・関係機関	総務対策部、各関係対策部	陸上自衛隊第15旅団
---------	--------------	------------

災害時における自衛隊の派遣要請は、地震・津波編 第1章「第6節 自衛隊災害派遣要請依頼計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第7節 広域応援要請計画

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部
---------	-------------

大規模災害発生時において、市では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、地震・津波編 第1章「第7節 広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて行う。

第8節 避難計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、健康福祉対策部、消防対策部、各関係対策部 沖縄総合事務局、沖縄県、沖縄警察署、中城海上保安部
---------	---

第1款 避難の原則

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、健康福祉対策部、消防対策部、各関係対策部 沖縄総合事務局、沖縄警察署、中城海上保安部
---------	---

避難の原則は、地震・津波編 第1章「第8節 第1款 避難の原則」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第2款 風水害避難計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、健康福祉対策部、消防対策部、各関係対策部 沖縄総合事務局、沖縄警察署、中城海上保安部
---------	---

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、地震・津波編 第1章「第8節 第1款 避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者（各関係班）

風水害から避難するための高齢者等避難、立退きの指示及び住家を失った被災者のための指定避難所等の開設並びに指定避難所等への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、地震・津波編 第1章「第8節 第1款の1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難指示等の発令（防災班）

避難指示等の運用については、地震・津波編 第1章「第8節 第1款の2 避難指示等の運用」に風水害等の特性を踏まえ実施する。

市は、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の住民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難指示等の発令にあたる。

なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合等は、基本法第60条第3項に基づき、居住者等に対して屋内安全確保の安全確保措置を指示することができる。

- (1) Jアラート（全国瞬時警報システム）、Lアラート（災害情報共有システム）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、氾濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により住民等への伝達に努める。
- (2) 避難指示等の判断は、「避難情報に関するガイドライン（内閣府（防災担当））」を参考に策定する。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。
- (3) 市は、必要に応じて避難指示等の対象地域、判断時期等について、県、气象台、沖縄総合事務局開発建設部、気象防災アドバイザーへ助言を求める。
- (4) 市は、風水害等に関する避難指示等の避難情報を発令する場合は、当該避難情報に応じた警戒レベルを付して発令する。また、発令する避難情報、警戒レベル及びそれに応じた住民に求める行動等については、次のとおりとする。

避難情報	警戒レベル	発令される状況	居住者等がとるべき行動
緊急安全確保	警戒レベル5	災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	●命の危険 直ちに安全確保！ - 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 - ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
避難指示	警戒レベル4	災害のおそれ高い	●危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
高齢者等避難	警戒レベル3	災害のおそれあり	●危険な場所から高齢者等は避難 - 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 - 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

※避難情報に関するガイドライン（令和3年5月改定、令和4年9月更新）による

- (5) 警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、コミュニティＦＭ放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (6) 避難情報の伝達にあたっては、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民等の積極的な避難を喚起するように努める。

3 広域避難の協議（防災班）

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

また、市は、協議の相手方その他広域避難に関する事項について、必要に応じて知事に対して助言を求めることができる。

4 指定緊急避難場所・指定避難所等（各関係班）

指定緊急避難場所は、共通編 第3章「第4節 第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」で定められた、風水害に対して安全な場所とし、避難所は、台風等避難所を開

設し、状況に応じて指定避難所等を開設する。

●資料編 資料6 避難所・備蓄倉庫及び物資

5 避難誘導（各関係班、各関係機関）

(1) 住民等の避難誘導

避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、警察官及び市職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提として、要配慮者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想される氾濫到達時間や交通規制を考慮する。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

6 船舶等の避難（中城海上保安部）

中城海上保安部は、台風接近等に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止、港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

7 指定避難所等の開設・収容保護（各関係班）

(1) 指定避難所等の開設・収容保護

避難指示等の対象地域の住民等及び浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、指定避難所等に収容する。指定避難所等の開設以降の対策は、風水害等編 第1章「第8節 第1款 避難の原則」のとおりとする。

(2) 指定避難所等の閉鎖

指定避難所等の閉鎖時期は、ライフライン等の復旧が完了し、被災者が自宅等において一定の生活ができるまでを目処とする。また、避難者は減少しているものの、当該災害において居住場所を確保できない被災者にあつては、市営住宅等のあっせんを行い、指定避難所等での生活が慢性的に継続されることを回避する。

第3款 浸水想定区域内等の避難体制

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部、下水道対策部、関係対策部	沖縄県
---------	--------------------------	-----

本市の浸水想定区域等における、情報伝達体制の整備、住民への周知、要配慮者利用施設の把握、情報伝達体制については、以下のとおりとする。

1 水位周知河川（比謝川）における浸水想定区域の指定（下水道班、沖縄県）

本市において、知事が指定した水位周知河川である比謝川浸水想定区域（資料編参照）及び水位周知河川の水位情報は以下のとおり。

●資料編 資料4-4 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図（想定最大規模）

資料4-5 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図（浸水継続時間）

資料4-6 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））

資料 4-7 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食））

資料 4-8 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図（計画規模）

(1) 水位周知河川

水系名	河川名	区 間
比謝川	比謝川	左岸：沖縄市字胡屋 5 丁目 335 番 3 から海に至る
		右岸：沖縄市字胡屋 5 丁目 335 番 3 から海に至る

(2) 水位観測所の位置と水位

水系名	河川名	観測位置	氾濫危険水位	護岸天端高水位
比謝川	比謝川	沖縄市松本	3.90m	4.70m

(3) 洪水浸水想定区域

水系・河川名	比謝川水系・比謝川、与那原川
浸水想定区域の指定・公表	平成 30 年 12 月 11 日
指定の根拠法令	水防法第 14 条第 1 項（計画規模） 同法同条第 2 項（想定最大規模）
指定の前提となる計画基本降雨量	比謝川流域全体に日総雨量で 380mm（計画規模） 比謝川流域全体に日総雨量で 1,012mm（想定最大規模）
河川管理者	沖縄県知事
水防管理団体	沖縄市

(4) 安慶田・照屋地区の比謝川水位監視

安慶田・照屋地区では、平成 13 年 9 月 8 日～14 日の台風 16 号による浸水被害（床上浸水：374 棟、床下浸水：64 棟）をはじめとして、大雨、台風による浸水被害が発生した。その後、県により河川整備（水辺プラザ整備事業）が実施され、平成 20 年に整備を完了している。市では、安慶田小学校裏門側の比謝川暗渠の水位監視を行うため、比謝川水位監視カメラを設置し、インターネットで水位を監視できる体制を整備している。（沖縄市ホームページを参照）

(5) 重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

水防管理団体	水系名	河川名	重要水防区域	危険と予想される主な区域	予想される危険
沖縄市	比謝川	比謝川	沖縄市胡屋～河口	沖縄市胡屋～宇久田	溢水
沖縄市	比謝川	与那原川	沖縄市倉敷～比謝川合流点	同左	溢水
沖縄市	天願川	川崎川	沖縄市池原～天願川合流点	同左	溢水

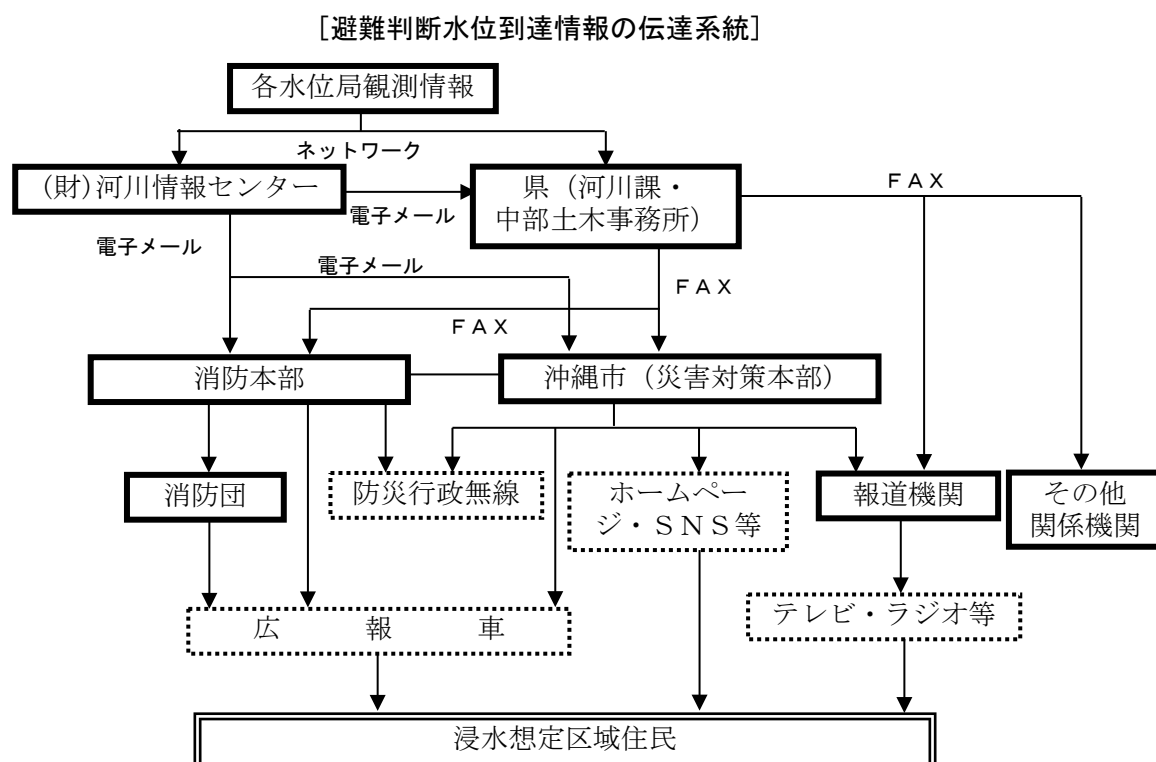
水防管理団体	水系名	河川名	重要水防区域	危険と予想される主な区域	予想される危険
うるま市					

2 浸水想定区域内等の住民への情報伝達体制（防災班、通信指令班、警防班、各関係班）

(1) 避難判断水位到達情報の伝達方法

避難判断水位到達情報の伝達にあたっては、避難判断水位到達情報の伝達系統により地域住民に対して伝達するとともに、自主防災組織等の協力を得て情報を迅速かつ的確に伝える。

●水防法第15条第1項第1号



(2) 指定避難所等その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保

市は、浸水想定区域における避難判断水位到達情報の伝達方法、指定避難所等その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定めた洪水ハザードマップを作成・公表する。

また、洪水時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立など、円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。

なお、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、真に切迫した状況の場合は、生命を守る最低限の行動の選択として、状況に応じ緊急的に2階等へ避難するなどの選択も考慮する。

また、指定避難所等の開設にあつては、大雨を起因とする土砂災害も考慮し開設する。

●水防法第15条第1項第2号

ア 洪水時（計画規模）避難所

地 域		避 難 経 路	避 難 所
白 川		県道 85 号線（環状線、消防本部前）→ 国道 329 号 →	かりゆし園
安慶田・照屋		安慶田バイパス →	沖縄市役所
安慶田	右岸	県道 20 号線 →	沖縄市役所
5 丁目	左岸	こどもの国横 → コザ中横 → 県道 20 号線 →	

イ 洪水時（想定最大規模）の避難所

地 域		避 難 経 路	避 難 所
白川	右岸	県道 26 号線 → 国道 329 号線 → 県道 16 号線（さいばんしょ通り） →	美里中学校
	左岸	県道 85 号線（環状線） →	コザ小学校
知花 松本	右岸	県道 26 号線 → 国道 329 号線 → 県道 16 号線（さいばんしょ通り） →	美里中学校
	左岸	県道 85 号線（環状線） →	コザ小学校
美里	右岸	国道 329 号線 → 県道 16 号線（さいばんしょ通り） →	美里中学校
安慶田	右岸	県道 20 号線 → 市道 →	コザ高等学校
	左岸	県道 20 号線 →	コザ中学校
照屋	右岸	国道 329 号線 →	コザ高等学校
胡屋	右岸	市道 → 県道 20 号線 → 市道 →	コザ高等学校
	左岸	こどもの国通り →	コザ中学校
越来	右岸	国道 329 号線 →	越来中学校
住吉	左岸	国道 330 号線 → パークアベニュー → 市道 →	コザ小学校
嘉間良	左岸	国道 330 号線 → パークアベニュー → 市道 →	コザ小学校

(3) 避難誘導

ア 避難の誘導は、消防職員、警察官が行うとともに、自主防災組織等は、これらの機関に協力する。

イ 避難誘導は、道路・橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導するとともに、危険性の高い箇所には人員を配置する。

ウ 原則として、避難者による自力避難とする。

エ 避難にあたっては、要配慮者を優先させる。また、避難支援プラン個別計画を策定し、避難支援体制を整備する。

オ 市民に対しては、避難に自家用車を使用し浸水等に巻き込まれることのないよう周知広報に努める。

3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等への対応（各関係班）

浸水想定区域内に地下街等または要配慮者利用施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を定める。

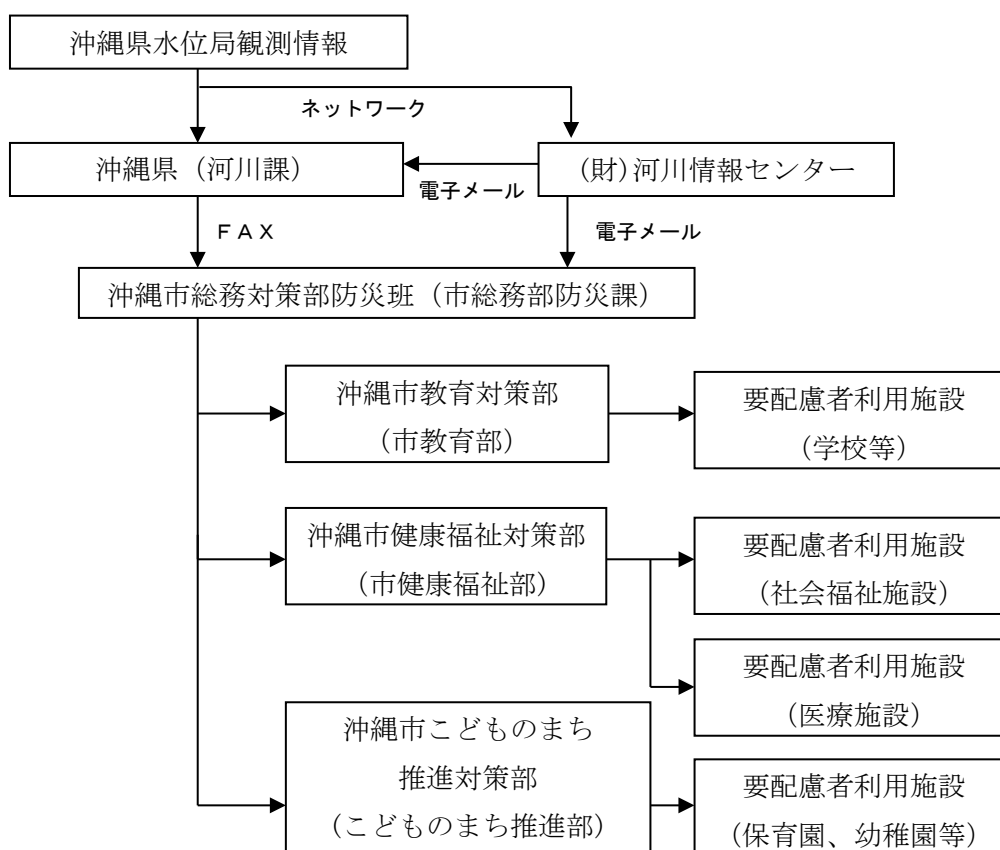
●水防法第15条第1項第4号

(1) 避難判断水位到達情報の伝達体制の整備

要配慮者利用施設の各担当班は、県からの避難判断水位到達情報に基づき、要配慮者利用施設に対し、FAX、電話、メール等により避難判断水位到達情報を伝達する。要配慮者利用施設への伝達経路は次のとおりとする。

●水防法第15条第2項

[避難判断水位到達情報の要配慮者利用施設への伝達系統]



(2) 避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時における当該施設利用者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画により定めた避難行動等を実行する。

第4款 土砂災害警戒区域等の避難体制

部署・関係機関	総務対策部、建設対策部、消防対策部	沖縄県
---------	-------------------	-----

1 土砂災害警戒区域等の指定状況（都市整備班、道路班、沖縄県）

本市では、急傾斜地の崩壊に関する土砂災害警戒区域は42箇所、土砂災害特別警戒区域は36箇所が指定されている。また、地すべりに関する土砂災害警戒区域は10箇所が指定されている。（令和5年4月1日現在）

2 土砂災害警戒区域等における住民への情報伝達体制（防災班、通信指令班、警防班、各関係班）

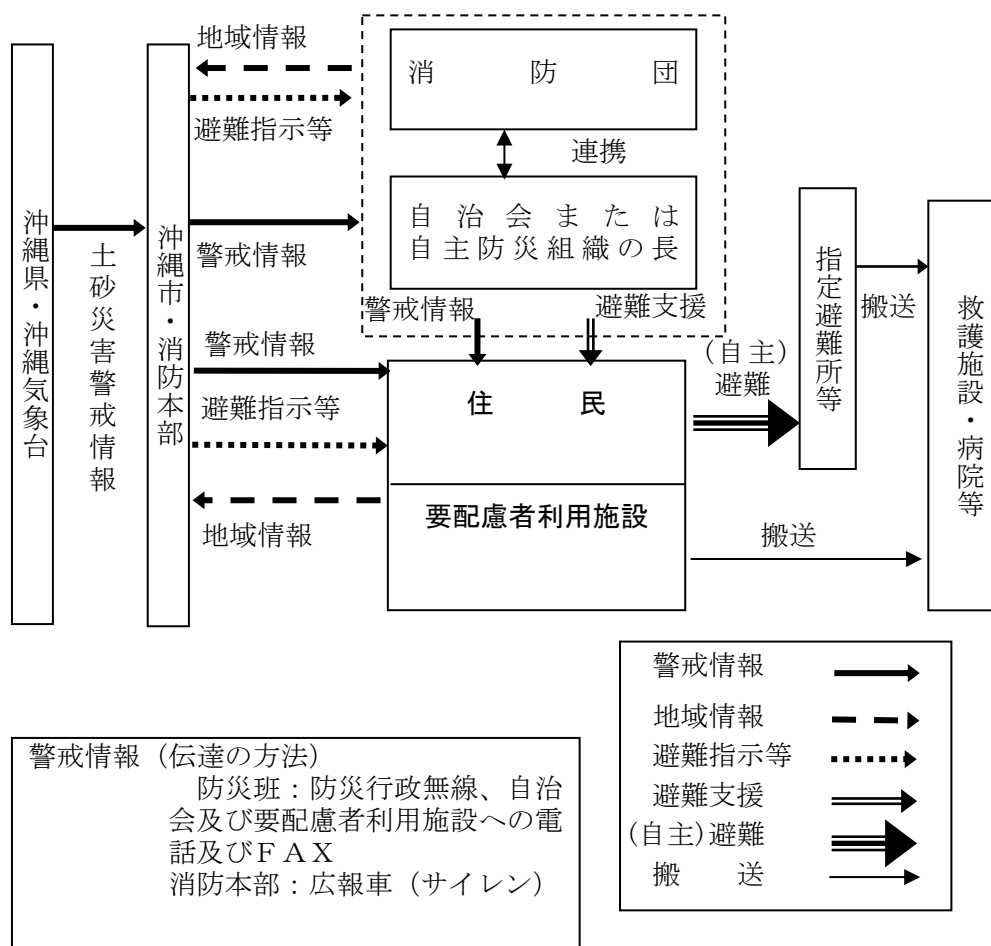
(1) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨等により土砂災害が発生するおそれのあるときに、市本部長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考とするため、沖縄県と沖縄気象台が共同して発表する防災情報である。市は、防災情報提供システム（気象台）や県総合行政情報通信ネットワークからの提供により、速やかな避難対策に活用する。

(2) 避難所その他土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保

市は、土砂災害ハザードマップ等により、土砂災害時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立など、円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。なお、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、真に切迫した場合は、生命を守る最低限の行動の選択として、早めに自主避難するなどの選択も考慮する。

〔土砂災害警戒区域等における情報収集及び伝達・避難体制の系統〕



(3) 避難誘導

- ア 避難の誘導は、消防職員、警察官が行うとともに、自主防災組織等は、これらの機関に協力する。
- イ 避難誘導は、地域の状況から安全な経路を選び誘導するとともに、危険性の高い箇所には人員を配置する。
- ウ 原則として、避難者による自力避難とする。
- エ 避難にあたっては、要配慮者を優先させる。また、避難支援プラン個別計画を策定し、避難支援体制を整備する。
- オ 市民に対しては、避難に自家用車を使用し土砂災害等に巻き込まれることのないよう周知広報に努める。

3 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への対応（各関係班）

土砂災害警戒区域内には要配慮者利用施設があり、それらの要配慮者利用施設に対して、災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、速やかに情報伝達等の対策整備を図る必要がある。情報伝達等の流れについては、土砂災害警戒区域等における情報収集及び伝達・避難体制の系統に準じて行う。

また、要配慮者利用施設の範囲は、共通編 第3章「第20節 要配慮者安全確保体制整備計画」のとおりとする。

●土砂災害防止法第8条第2項

4 避難所の指定（防災班）

(1) 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）と避難所

市内の土砂災害警戒区域（急傾斜地）等（42箇所）と避難所は以下のとおりとする。ただし、同時にすべての土砂災害警戒区域等（急傾斜地）で土砂災害が発生するとは限らないことから、当該地区の台風等避難所を開設し、状況に応じて避難所等を開設する。また、避難所の開設にあつては、大雨を起因とする洪水、内水も考慮し開設する。

箇所番号	箇所名	公的施設	急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域の指定	人家戸数（戸）	台風等避難所（避難所）
I-122	池原（1）	市道	無	H20.10.3	7	かりゆし園（北美小学校）
I-123	池原（2）	市道、道路	無	H20.10.3	13	かりゆし園（北美小学校）
I-124	池原（3）	市道、道路	無	H20.10.3	8	かりゆし園（北美小学校）
I-125	池原（4）	道路	無	H20.10.3	7	かりゆし園（北美小学校）
I-357	池原（5）	市道	無	H27.6.5	8	かりゆし園（北美小学校）
II-195	知花		無	H20.12.5	4	かりゆし園（美里中学校）

箇所 番号	箇所名	公的施設	急傾斜地崩壊危 険区域の指定	土砂災害警戒 区域の指定	人家戸数 (戸)	台風等避難所 (避難所)
I-127	嘉間良(1)	幼稚園、 寮、市 道、道路	無	H20.10.14	38	沖縄市役所 (コザ小学校)
I-359	嘉間良(2)	市道、公 園	無	H20.10.14	8	沖縄市役所 (コザ小学校)
II-196	嘉間良(3)	広場	無	H20.10.14	4	沖縄市役所 (コザ小学校)
I-360	嘉間良(4)	市道、道 路、公園	無	H20.10.14	9	沖縄市役所 (コザ小学校)
I-363	嘉間良(5)	道路	無	H20.10.14	6	沖縄市役所 (コザ小学校)
I-361	嘉間良(6)	道路	無	H20.10.14	9	沖縄市役所 (コザ小学校)
I-128	室川(1)	市役所、 市道、道 路	無	H20.10.3	66	沖縄市役所 (コザ中学校)
I-364	室川(2)	道路	無	H20.10.3	16	沖縄市役所 (コザ中学校)
I-362	越来	市道	無	H20.12.5	7	沖縄市役所 (越来中学校)
I-126	八重島		無	R4.3.29	8	沖縄市役所 (コザ小学校)
I-358	八重島(2)	神社、道 路	無	H20.12.5	12	沖縄市役所 (コザ小学校)
I-137	園田(1)		無	H20.12.5	5	沖縄市体育館 (島袋小学校)
I-138	園田(2)	市道	無	H20.12.5	26	沖縄市体育館 (島袋小学校)
I-141	山里	市道	無	H20.9.16	19	沖縄市体育館 (山内小学校)
I-142	南桃原(1)	市道、道 路、河川	無	H27.6.5	6	沖縄市体育館 (山内小学校)
I-143	南桃原(2)		無	H27.6.5	11	沖縄市体育館 (山内小学校)
I-139	久保田(1)	市道	H2.8.24	H27.6.5	10	沖縄市体育館 (島袋小学校)
I-140	久保田(2)		無	H20.10.3	19	沖縄市体育館 (島袋小学校)
I-133	高原(1)		S59.12.11	H27.6.5	9	福祉文化プラザ (高原小学校)
I-132	高原(2)	市道、道 路	無	H27.6.5	31	福祉文化プラザ (コザ中学校)
211-II-2	高原(3)	保育園、 道路	無	R3.4.27	不明	福祉文化プラザ (高原小学校)
I-130	大里(1)	高等学 校、国 道、道路	S54.1.8	R4.3.29	32	福祉文化プラザ (高原小学校)

箇所番号	箇所名	公的施設	急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域の指定	人家戸数(戸)	台風等避難所(避難所)
I-131	大里(2)	市道、道路	S59.12.11	H27.6.5	10	福祉文化プラザ(高原小学校)
I-129	大里(3)	市道、道路	無	R4.3.29	5	福祉文化プラザ(高原小学校)
211-I-1	古謝(1)	保育園	無	R3.4.27	不明	福祉文化プラザ(高原小学校)
211-I-2	古謝(2)	保育園	無	R3.4.27	不明	福祉文化プラザ(高原小学校)
I-136	比屋根(1)	道路	S61.9.16	H27.6.5	14	福祉文化プラザ(比屋根小学校)
I-135	比屋根(2)	道路	H1.9.16	H27.6.5	12	福祉文化プラザ(比屋根小学校)
I-134	比屋根(3)	道路	無	H27.6.5	19	福祉文化プラザ(比屋根小学校)
I-365	比屋根(4)	市道、道路	無	H20.9.16	9	福祉文化プラザ(比屋根小学校)
I-144	与儀(1)	市道、道路	無	H20.12.5	28	福祉文化プラザ(比屋根小学校)
II-197	与儀(2)		無	R4.3.29	3	福祉文化プラザ(比屋根小学校)
I-262	与儀(3)	市道	無	H20.12.5	19	福祉文化プラザ(比屋根小学校)
211-II-3	与儀(4)	市道	無	R3.4.27	不明	福祉文化プラザ(比屋根小学校)
211-III-1	与儀(5)	市道	無	R3.4.27	不明	福祉文化プラザ(比屋根小学校)
CK-3	比屋根(5)		H31.2.12	H29.6.27	不明	福祉文化プラザ(比屋根小学校)

(2) 土砂災害警戒区域等(地すべり)と避難所

市内の土砂災害警戒区域等(地すべり)(10箇所)と避難所は以下のとおりとする。ただし、同時にすべての土砂災害警戒区域等(地すべり)で土砂災害が発生するとは限らないことから、当該地区の台風等避難所を開設し、状況に応じて避難所等を開設する。また、避難所の開設にあつては、大雨を起因とする洪水、内水も考慮し開設する。

箇所名	公共的施設	地すべり防止区域の指定	土砂災害警戒区域の指定	人家戸数(戸)	台風等避難所(避難所)
嘉間良	市道、幼稚1	無	H27.6.5	181	沖縄市役所(コザ小学校)
桃原	国道、県道、市道、学校1、公民館2	無	H27.6.5	433	沖縄市役所 福祉文化プラザ(宮里小学校) (美東小学校)

箇所名	公共的施設	地すべり防止 区域の指定	土砂災害警戒 区域の指定	人家戸数 (戸)	台風等避難所 (避難所)
古謝	市道	無	H27.6.5	43	沖縄市役所 福祉文化プラザ (宮里中学校) (美東小学校)
仲宗根	国道、県道、市 道、学校1、幼稚2	有	H27.6.5	415	沖縄市役所 (コザ中学校)
高原1	市道	無	H27.6.5	534	沖縄市役所 福祉文化プラザ (高原小学校) (美東中学校) (コザ高等学校)
胡屋	市道、ダム、幼稚1	無	H27.6.5	21	沖縄市役所 (コザ中学校)
高原2	国道、県道、市道	無	H27.6.5	167	沖縄市役所 福祉文化プラザ (高原小学校) (美東中学校) (コザ高等学校)
比屋根1	国道、市道、公民1	無	H27.6.5	167	福祉文化プラザ (比屋根小学校) (島袋小学校)
比屋根2	県道、市道	無	H27.6.5	147	福祉文化プラザ (比屋根小学校) (島袋小学校)
与儀	国道、市道	有	H27.6.5	206	福祉文化プラザ (比屋根小学校) (島袋小学校)

第5款 広域一時滞在

部署・関係機関	総務対策部、各関係対策部	沖縄県
---------	--------------	-----

災害時の広域一時滞在は、地震・津波編 第1章 第8節「第3款 広域一時滞在」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第9節 観光客等対策計画

部署・関係機関	総務対策部、経済文化対策部、消防対策部、各関係対策部 沖縄警察署、観光施設の管理者、交通機関
---------	---

災害時における観光客等の対策は、地震・津波編 第1章「第9節 観光客等対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第10節 要配慮者対策計画

部署・関係機関	健康福祉対策部、経済文化対策部、こどものまち推進対策部、建築対策部 各関係対策部
---------	---

災害時における要配慮者の対策は、地震・津波編 第1章「第10節 要配慮者対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第11節 水防計画

部署・関係機関	上下水道対策部、建設対策部、消防対策部、総務対策部、各関係対策部
---------	----------------------------------

この計画は、水防法及び災害対策基本法の主旨に基づき、沖縄市の地域における河川等の洪水、内水（雨水出水）、高潮または津波等の水害から市民の生命、身体及び財産を守ることを図るものである。

なお、水防計画の策定にあたっては、災害時における水防活動従事者の安全確保に配慮するとともに、必要に応じて河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報提供等水防と河川管理の連携強化に努める。

1 水防責任（下水道班、各関係班）

(1) 水防管理団体（市）・水防管理者（市本部長）の責任

ア 市は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

イ 市内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険な箇所を管理者へ連絡し必要な措置を求める。

ウ 水位周知河川において、知事による浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画に洪水予報等の伝達方法や円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止等の事項について定め、印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の方法により、住民、滞在者その他の者に周知する。

エ 市本部長は、管理する公共下水道等の排水施設等で内水（雨水出水）により相当な損害が生じるおそれがある場合、当該下水道等を水位周知下水道として指定できる。また、指定したものについて、内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を直ちに水位を示して通知及び周知を行う。

オ 指定した水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該下水道等から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を、内水浸水想定区域（雨水出水浸水想定区域）として指定する。また、指定した場合は、公表及び通知を行う。

カ 市は、洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤防その他の帯状の盛土構造物や自然堤防等を含む区域を、浸水被害軽減地区として指定することができる。指定した場合は、公示及び通知を行う。

キ 堤防等が決壊した場合、関係者へ通報し被害の拡大防止に努める。

ク 水防に関する報告を県又は国に行う。

ケ 氾濫警戒情報及び土砂災害警戒情報の通知を受けた場合、住民に周知する。

コ 避難確保計画を作成していない地下街等又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表

サ その他水防法等関係法令に関する事項

(2) 県の責任

ア 県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

イ 水防計画の作成及び公表を行う。

ウ 水防管理団体が行う水防への協力

- エ 県の水位周知河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、これに達したときは氾濫警戒情報を水防管理者等へ通知する。
- オ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知
- カ 県の水位周知河川において、洪水浸水想定区域を指定する。
- キ 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等を指定したときの公示
- ク 水防に関する報告を水防管理団体から受け、国に対し報告を行う。
- ケ 沖縄気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表し、水防管理者等へ通知する。
- コ 沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会の運営

(3) 居住者等の義務

- ア 水防のためやむを得ない必要があるときに、水防管理者や消防機関の長から要請を受けたその区域内に居住する者、又はその現場にいる者は、水防に従事する。また、常に気象状況及び水防状況に注意し、水害が予想される場合は進んで事前の水防対策に努める。
- イ 水防通信への協力

2 水防組織（各関係班）

沖縄気象台より洪水、大雨、津波及び高潮の発生のおそれのある気象警報等を受けたとき、または市本部長が必要と認めたときからその危険が解消するまで、水防本部を設置する。

水防本部は、基本法第23条の二に基づく災害対策本部として位置づけ、同対策本部の一環として水防業務を処理する。

また、水防本部が設置されるまでの水防体制は、風水害等編 第1章「第1節 組織計画」の災害対策初動体制及び災害対策警戒体制により対応する。

3 重要水防区域及び土砂災害危険区域等（下水道班、都市整備班、道路班、沖縄県）

- (1) 市内の河川で特に重要な水防区域と認められる区域内で危険と予想される区域は、風水害等編 第1章「第8節 第3款 浸水想定区域内等の避難体制」によるものとする。
- (2) 地すべりによる危険が予想される箇所及び土砂災害警戒区域等は、風水害等編 第1章「第8節 第4款 土砂災害警戒区域等の避難体制」のとおりである。

4 水防資機材及び輸送（下水道班、契約管財班、沖縄県）

(1) 水防資機材

市の行う水防資機材の整備は、共通編 第3章「第2節 水防、消防設備等及び救助施設等整備計画」に基づき実施する。また、緊急時に備蓄水防資器材の不足が生じた場合、中部土木事務所等に要請することができる。

(2) 輸送

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成しておく。また、中部土木事務所長等と市間の輸送経路については、土木事務所長等が決め、状況に応じて輸送経路を指示する。

5 注意報、警報及び特別警報の発表及び諸観測の通報（防災班、沖縄气象台、沖縄県、各関係班）

(1) 注意報、警報及び特別警報の発表時の措置

市は、県水防本部又は中部土木事務所等から注意報、警報及び特別警報の通報を受けたとき又は自ら必要と認めたときは、直ちに管内の水防団、消防機関を水防活動態勢に入らせるとともに、管内の諸般の状況を県水防本部又は中部土木事務所長等に報告する。

(2) 水位等の観測、通報及び公表

水防管理者は、気象関係報道又は自らの判断で河川等の出水、高潮又は津波のおそれがあることを知った場合、所轄土木事務所長等に通報しなければならない。

ア 河川水位観測、監視

河川の水位を逐次、報告し、それぞれの管理者と情報交換に努める。水位周知河川である比謝川の水位観測所の位置と各水位は以下のとおりである。また、市では、安慶田小学校裏門側の比謝川の水位監視を行うため、比謝川水位監視カメラを設置し、インターネットで水位を監視できる体制を整備している。

水位観測所の位置と水位

水系名	河川名	観測位置	氾濫危険水位	護岸天端高水位
比謝川	比謝川	沖縄市松本	3.90m	4.70m

イ 潮位監視

津波注意報、高潮警報が発表された場合に、海岸、漁港等の潮位の変動を絶えず巡視し、危険潮位（平均潮位より、2m以上（高潮警報の場合の発表基準を示す。また、高潮注意報については1.3m））に達したときは、直ちに関係対策部に通報する。なお、市では泡瀬第三公民館側の潮位監視を行うため、泡瀬第三地区潮位観測カメラ（泡瀬1、泡瀬2）を設置し、インターネットで潮位を監視できる体制を整備している。

6 出動、監視、警戒（下水道班、道路班、消防対策部各班、各関係班）

市は、県からの通報またはその他の方法により気象警報等を知ったときは、水防区域の警戒を厳重にし、水害及び土砂災害の警戒区域等及び既往の被害箇所並びにその他特に重要な箇所を中心に、常時監視員を設けて随時河川、海岸堤防等を監視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。また、異常を発見した場合は直ちに土のう積みなどの水防活動の実施を図る。

7 避難のための立退き（警防班）

洪水または高潮等により著しい危険があると認めるときは、市本部長は、水防法第29条に基づき、風水害等編 第1章「第8節 避難計画」に基づいて実施する。

また、指示をする場合においては、沖縄警察署長にその旨を通知しなければならない。

8 警戒区域の設定（警防班）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は

その区域からの退去を命ずることができる。

9 非常事態時の水防作業（警防班、下水道班、各関係班、各関係機関）

(1) 水防作業

市本部長、水防団長又は消防機関の長は、水防作業を必要とする非常事態が発生したときは、直ちにその旨を中部土木事務所長等、氾濫のおそれのある方向の隣接地域の水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通報するとともに、できる限り被害が拡大しないよう防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施する。

●資料編 資料 4-9 水防工法一覧表

(2) 応援

水防のため、緊急の必要があるときは、市本部長は他の水防管理者又は消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できるかぎりその求めに応じなければならない。応援のため派遣された者は、水防についての応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

(3) 警察官の出動

市本部長は、水防上必要があると認めるときは、沖縄警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

(4) 自衛隊の派遣要請

市本部長は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、地震・津波編 第1章「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

(5) 決壊等後の措置

堤防等が決壊し、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生した場合においても、市本部長、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

10 安全配慮（警防班、各関係班）

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動に従事する者自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。避難誘導や水防作業の際も、水防活動に従事する者自身の安全は確保しなければならない。

(1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。

(2) 情報を確認するための通信機器を携行する。

(3) 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

(4) 水防活動は原則として複数人で行う。

(5) 直ちに避難できる場所を考えて水防活動を実施する。

(6) 避難時間の確保が短いと予想される津波に関する予報が発表された場合には、水防活動を中止、又は行わず安全な場所へ避難する。

(7) 洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布する。

11 水防解除（警防班）

市本部長は、水位が減じ、警戒の必要がなくなったとき又は高潮若しくは津波のおそれなくなったときは、管理区域の水防活動体制を解除し、一般に周知させるとともに、中部土木事務所等にその旨報告する。

また、水防団及び消防団の水防活動体制の解除は、水位が減じて警戒の必要がなくなり、水防管理者が解除の指令をしたときとし、解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

12 水防報告（警防班）

市は、水防活動が終了したときは速やかに次の事項をとりまとめて別記第1号様式及び別記第2号様式により、中部土木事務所長等に報告する。

- 資料編 資料 18-24 水防活動実施状況報告書（別記第1号様式）
- 資料 18-25 水防活動実施状況報告書（別記第2号様式）

第12節 消防計画

部署・関係機関	消防対策部
---------	-------

災害時における消防活動は、地震・津波編 第1章「第11節 消防計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第13節 救出計画

部署・関係機関	消防対策部、各関係対策部	自衛隊、沖縄警察署、中城海上保安部
---------	--------------	-------------------

災害時における救出活動は、地震・津波編 第1章「第12節 救出計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第14節 医療救護計画

部署・関係機関	健康福祉対策部、こどものまち推進対策部、消防対策部、各関係対策部 中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、各関係機関
---------	---

災害時における医療救護は、地震・津波編 第1章「第13節 医療救護計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第15節 交通輸送計画

部署・関係機関	建設対策部、総務対策部、 沖縄警察署、中城海上保安部
---------	-------------------------------

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、地震・津波編 第1章「第14節 交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するほか、台風・大雨時は以下の対策を行う。

- 1 各道路管理者及び沖縄警察署は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

特に、避難指示等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、市に伝達する。

第16節 治安警備計画

部署・関係機関	市民対策部	沖縄警察署
---------	-------	-------

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、地震・津波編 第1章「第15節 治安警備計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第17節 災害救助法適用計画

部署・関係機関	市民対策部、各関係対策部	沖縄県
---------	--------------	-----

救助法に基づく被災者の救助は、地震・津波編 第1章「第16節 災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第18節 給水計画

部署・関係機関	上下水道対策部
---------	---------

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、地震・津波編 第1章「第17節 給水計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

過去には、平成30年の台風第24号において、市内で最大約23,900世帯、最長約4日間の大規模停電が発生した。それに伴い、マンション等の高層住宅に住む方などが、水が使えない状況に陥り、食事やトイレ、風呂等に支障をきたす事態が発生し、被災してしまう状況となった。

また、令和5年の台風第6号において、本市を含めた県内全域で約10日間の長期に渡る大規模停電が発生した。その影響によって市内全域の各所、特に集合住宅等で水道水の利用ができなくなる世帯が多数発生する状況となった。

この対策として、市は、市民に対し、台風接近数日前からSNS等を活用し、飲料水及び生活用水の備蓄についての周知徹底を図る。

ただし、過去の被害を踏まえ、長期的な停電による断水によって市民の生活に著しい影響がある場合、市は、市民等に対し給水活動を行う。

第19節 食料供給計画

部署・関係機関	市民対策部、経済文化対策部、指導対策部
---------	---------------------

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は、地震・津波編 第1章「第18節 食料供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第20節 生活必需品供給計画

部署・関係機関	市民対策部、健康福祉対策部
---------	---------------

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、地震・津波編 第1章「第19節 生活必需品等供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第21節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

部署・関係機関	健康福祉対策部、こどものまち推進対策部、市民対策部、上下水道対策部
---------	-----------------------------------

災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、し尿処理及び食品衛生監視は、地震・津波編 第1章「第20節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第22節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画

部署・関係機関	消防対策部、健康福祉対策部、市民対策部、各対策部 沖縄警察署、中城海上保安部、各関係機関
---------	---

災害により死亡したと推定される者の搜索、死体の処理及び埋葬は、地震・津波編 第1章「第21節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第23節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

部署・関係機関	建設対策部、市民対策部	中城海上保安部
---------	-------------	---------

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、地震・津波編 第1章「第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第24節 住宅応急対策計画

部署・関係機関	建設対策部、市民対策部、各関係対策部
---------	--------------------

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、地震・津波編 第1章「第23節 住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

なお、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（R6.5）」においては、近年の災害事例等をもとに、浸水深に基づき被害区分を簡易判定できる基準が示されているため適宜参照する。

第25節 二次災害の防止計画

部署・関係機関	総務対策部、建設対策部、各対策部	建設業団体
---------	------------------	-------

住宅等の応急危険度判定、土砂災害や高潮等の二次災害防止対策は、地震・津波編 第1章「第24節 二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第26節 教育対策計画

部署・関係機関	教育対策部、指導対策部	県教育委員会
---------	-------------	--------

災害時における応急教育対策は、地震・津波編 第1章「第25節 教育対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第27節 危険物等災害応急対策計画

部署・関係機関	消防対策部	沖縄警察署、中城海上保安部、各事業所
---------	-------	--------------------

危険物等による災害については、地震・津波編 第1章「第26節 危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害や大規模事故等の特性を踏まえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第28節 海上災害応急対策計画

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部、各関係対策部	中城海上保安部、各関係機関
---------	--------------------	---------------

この計画は、船舶の事故や船舶からの大量の石油類等の危険物が海域へ流出し、海上火災その他の海上災害が発生した場合において、人命及び財産の保護、流出油等の防除及び危険物の特性に応じた消火等の措置を講じる。

1 災害対策連絡調整本部との連携（防災班、警防班）

防除活動を円滑かつ効果的に推進するため、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）に連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置し、調整本部と市本部及び防災関係機関は緊密な連絡を保ちながら災害対策を遂行する。

関係機関は、調整本部に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図る。

なお、調整本部の設置時期については、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）に大規模海難対策本部等が設置されたときとする。

2 実施機関（各関係機関）

(1) 第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）

(2) 沖縄総合事務局

(3) 沖縄気象台

(4) 陸上自衛隊第15旅団

(5) 海上自衛隊沖縄基地隊

(6) 沖縄県

(7) 沖縄県警察

(8) 関係市町村、消防署

(9) 日本赤十字社沖縄県支部

(10) 事故関係企業等

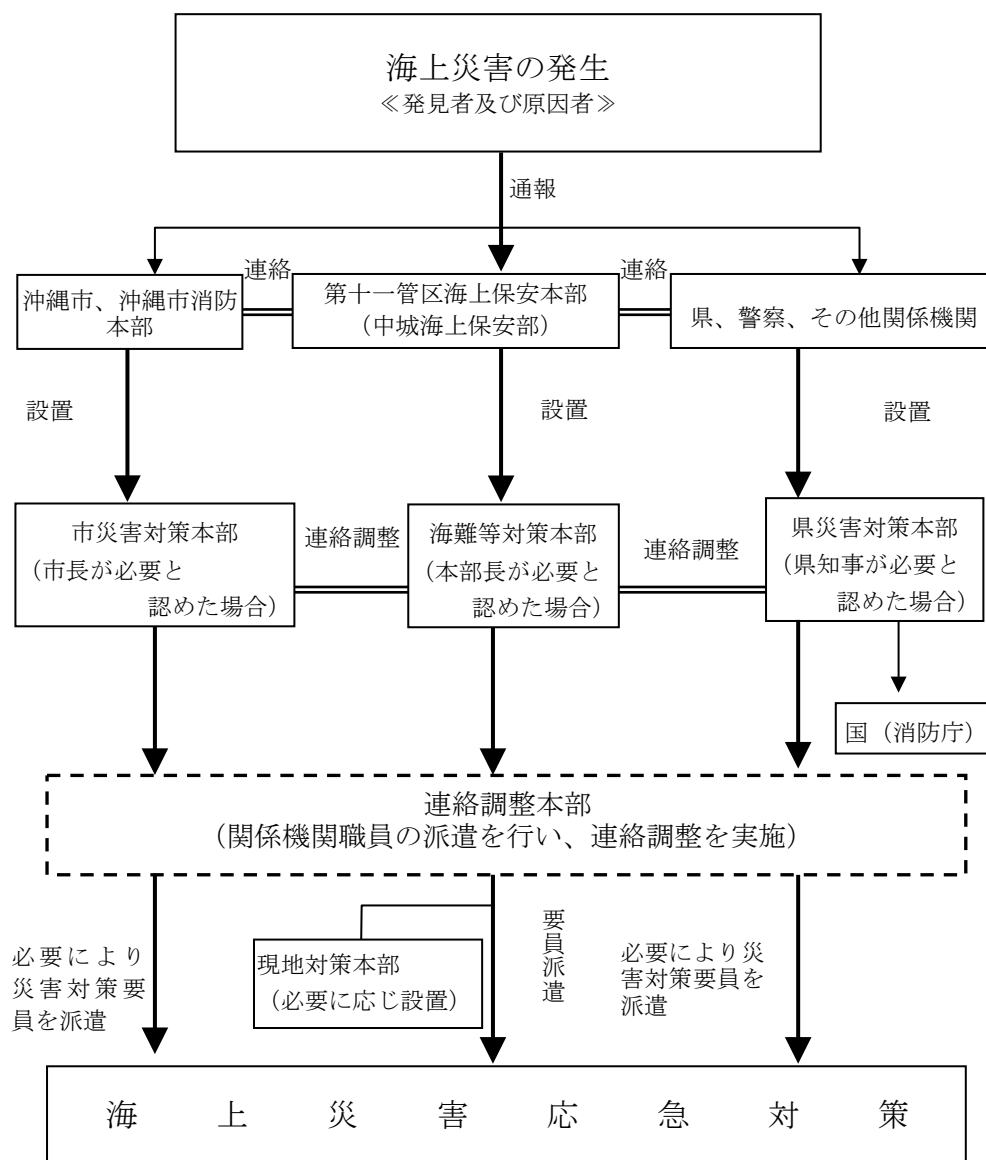
(11) 指定海上防災機関

(12) その他関係機関及び団体

ア 金武中城港海難防止会

イ 金武中城港排出油等防除協議会

3 海上災害発生時の通報系統（各関係班、各関係機関）



4 第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）の実施事項

第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）が実施する災害応急対策は次のとおりとする。

(1) 非常体制の確立

ア 管内を非常配備とする。

イ 大規模海難等対策本部（現地対策本部：中城海上保安部）を設置する。

ウ 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力、通信の確保に努める。

エ 巡視船艇・航空機により被害状況調査を実施する。

オ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告、出入港の制限等の措置をとる。

(2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行う。

伝達状況	措置内容
気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき。	航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに

伝 達 状 況	措 置 内 容
	に、必要に応じ関係事業者に周知する。
航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、または船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき。	速やかに航行警報または安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。
大量の油の流出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったとき。	航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

(3) 情報の収集等

関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船艇、航空機等を活用し積極的に情報収集活動を実施する。

災害が予想される状況	発 災 後
① 在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運航状況等） ② 船舶交通のふくそう状況 ③ 船だまり等の対応状況 ④ 被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況 ⑤ 港湾等における避難者の状況 ⑥ 関係機関等の対応状況 ⑦ その他災害応急対策の実施上必要な事項	① 海上及び沿岸部における被害状況 ② 被災地周辺海域における船舶交通の状況 ③ 被災地周辺海域における漂流物等の状況 ④ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況 ⑤ 水路、航路標識の異常の有無 ⑥ 港湾等における避難者の状況 ⑦ 関係機関等の対応状況 ⑧ その他災害応急対策の実施上必要な事項

(4) 海難救助等

海難救助等を行うにあたっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て次に掲げる措置を講ずる。

この場合、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

事故・火災別	活 動 内 容
船舶の海難、人身事故等が発生したとき	速やかに巡視船艇・航空機等によりその捜索救助を行う。
船舶火災または海上火災が発生したとき	ア 速やかに巡視船艇等によりその消火を行う。 イ 必要に応じ地方公共団体に協力を要請する。
危険物が排出されたとき	その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ火災の発生防止、航泊禁止措置または避難指示等を行う。

(5) 緊急輸送

地震・津波編 第1章「第14節 第2款 緊急輸送」に準じて、迅速かつ積極的に実施する。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとし、輸送対象の想定は次のとおりとする。

段階別	段階別	輸 送 対 象
第 一 段 階	避 難 期	ア 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 エ 負傷者等の後方医療機関への搬送 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第 二 段 階	輸 送 機 能 確 保 期	ア 上記（第一段階）の続行 イ 食品、水等生命の維持に必要な物資 ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第 三 段 階	応 急 復 旧 期	ア 上記（第二段階）の続行 イ 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ 生活必需物資

(6) 物資の無償貸付または譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったときまたはその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付または譲与に関する省令」（昭和30年運輸省令第10号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付けし、または譲与する。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施する。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した災害対応型巡視船の活用について配慮する。

- ア 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等をあたらせる。
- イ 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等をあたらせる。
- ウ その他の支援活動については、その都度本庁と協議の上決定する。

(8) 流出油等の防除等

船舶または海洋施設その他施設から海上に大量の油等が流出したときは、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図りながら、防除措置を講ずる。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、流出油等の漂流、拡散及び性状の変化の状況について確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油等による影響の評価を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係機関と協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に流出油等の拡散防止、回収及び処理が実施されるよう留意する。

措 置 別	措 置 内 容
防除措置を講ずべき者が行う 防除措置を効果的にする措置	ア 巡視船艇等により、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。 イ 必要に応じ、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき、関係行政機関の長または地方公共団体の長、その他の執行機関に出動を要請し、防除措置を講ずる。
防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるとき	防除措置を講ずべきことを命ずる。
緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるとき	ア 巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。 イ 必要に応じ、海上災害防止センターと調整する。

(9) 海上交通安全の確保

海上交通の安全や緊急輸送を確保するため、次に掲げる船舶交通の整理・制限・禁止及び船舶への情報提供等の措置を講ずる。

安全確保の必要状況	措 置 内 容
船舶交通のふくそうが予想される (海域において) とき	必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。(この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める)
海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれのあるとき	必要に応じて船舶交通を制限し、または禁止する。
海難船舶または漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、または生ずるおそれがあるとき	速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、または勧告する。
船舶交通の混乱を避ける場合	災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線機等を通じて船舶への情報提供を行う。
水路の水深に異常を生じたと認められるとき	ア 必要に応じ検測を行う。 イ 応急標識を設置する等により、水路の安全を確保する。
航路標識が損壊し、または流出したとき	速やかに復旧に努めるほか、必要に応じ応急標識の設置に努める。
災害復旧・復興に係る工事作業船等の海上交通の安全を確保する場合	ア 船舶交通の輻輳が予想される海域では、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。 イ 広範囲かつ同時に多数の工事が施工される場合、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

(10) 警戒区域の設定

地震・津波編 第1章「第8節 第1款 避難の原則」に基づき、必要に応じて警戒区域を設定する。

人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、基本法63条第1項及び同条第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶

等に対し、区域外への退去及び入域の制限または禁止の指示を行う。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに市本部長にその旨を通知する。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずる。

ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

イ 警戒区域または重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずる。

ア 危険物積載船舶については、必要に応じ移動を命じ、または航行及び停泊の制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常措置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれがある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとる。

5 市の実施事項（各関係班）

(1) 実施事項

- | |
|---|
| ア 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報 |
| イ 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置 |
| ウ 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施 |
| エ 死傷病者の救出、援護（搬送、収容） |
| オ 沿岸及び地先海面の警戒 |
| カ 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告 |
| キ 消火作業及び延焼防止作業 |
| ク その他海上保安官署等の行う応急対策への協力 |
| ケ 防除資機材及び消火資機材の整備 |
| コ 事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導 |
| サ 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導 |

(2) 災害時の対応

市は、船舶及び臨海施設等の火災に対する消防活動、人命等の救護について、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）と協力して実施する。

また、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）に協力し、密接な連携をとりながら流出危険物の防除について応急措置を講ずる。

(3) 流出油汚染事故対策

対 策 別	実 施 内 容
油 防 除	ア 油汚染事故等に際して、海上保安庁長官（中城海上保安部長）から「排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の除去、その他の海洋汚染を防止するため必要な措置」の要請があった場合は、市が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応する。
漂 着 油 除 去	ア 漂着油の除去作業は、原因者等の防除活動のみでは十分な対応ができない場合、市が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応するものとし、原因者不明の漂着油に関しても同様とする。 イ 応急対策用資機材については、市で確保するほか、不足するものについては協力者に持参するよう求めるとともに、国や県と密接に連携し、適切な技術指導協力を求め、迅速な除去に努める。

(4) 危険物の漂着物等対策

危険物の漂着物、漂流物については、市と関係防災機関・港湾管理者及び漁港管理者との連絡を密にし、所有者が明確な場合はその所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、関係防災機関・港湾管理者または漁港管理者がこれを除去するものとするが、直ちに除去できない場合には、標識を設置し、船舶運航の安全を図る。市はこれら関係機関への情報提供等について協力する。

6 災害復旧・復興対策（各関係班）

市が実施する災害復旧・復興対策は次のとおりとする。

区 分	実 施 内 容
海洋環境の汚染防止	がれき等の処理にあたっては、海洋環境への汚染の未然防止または拡大防止のため適切な措置を講ずる。

第29節 在港船舶対策計画

部署・関係機関	総務対策部、経済文化対策部 沖縄警察署、中城海上保安部、各関係機関
---------	--------------------------------------

災害時の在港船舶の安全確保は、地震・津波編 第1章「第27節 在港船舶対策計画」に定める対策を基本に、高潮や海上警報等の状況を踏まえて実施する。

第30節 労務供給計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部
---------	-------------

災害時における労務者及び職員等の確保は、地震・津波編 第1章「第28節 労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第31節 民間団体の活用計画

部署・関係機関	各関係対策部
---------	--------

災害時における民間団体の編成及び活動は、地震・津波編 第1章「第29節 民間団体の活用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第32節 ボランティア受入計画

部署・関係機関	健康福祉対策部、各関係対策部	市社会福祉協議会
---------	----------------	----------

災害ボランティアの募集、受入れ等は、地震・津波編 第1章「第30節 ボランティア受入計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第33節 公共土木等施設応急対策計画

部署・関係機関	建設対策部、経済文化対策部
---------	---------------

災害時における道路及び港湾・漁港施設の応急対策は、地震・津波編 第1章「第31節 公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第34節 航空事故対策計画

部署・関係機関	消防対策部、総務対策部、企画対策部、各関係対策部 沖縄警察署、各関係機関
---------	---

この計画は、市及び市周辺での航空機事故を対象とし、速やかな救助・応援等の対策活動を実施することにより、災害を最小限に止めることを目的とする。特に、米軍基地に隣接する市として、航空事故が発生した場合に備え、その対策を示す。

1 航空事故が発生した場合（各関係班、各関係機関）

航空事故が発生した場合には、米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会（関係機関：別表のとおり）が定める「米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領」（以下「緊急措置要領」という。）により、主務機関によって、負傷者の救援、現場対策、財産被災者救援が実施されるため、市は主務機関への援助協力機関としての役割を担う。（下表参照）

(1) 米軍機事故被害者救急救助等任務分担区分表

任務内容		機関	県	沖縄市	警察	消防	海保	防衛局	自衛隊
捜索活動	搭乗員、乗客、被害者等の捜索			○	◎	○	◎	○	○
消防救助活動	負傷者応急手当		○	○	○	◎	◎	○	○
	負傷者救助活動（救急班編成を含む）		○	○	○	◎	◎	○	○
	救急病院の引受確認		○	○	○	◎		○	
	より適切な病院への移送		○	○		○		◎	○
	消防活動		○	○	○	◎	◎	○	○
現場対策	現場の交通整理		○	○	◎	○	◎		
	財産保護または警備		○	○	◎	○	◎	○	
	現場保存				◎	○	◎	○	
	現場連絡所の設置		○	○	○	○	○	◎	
その他	住居被害者への仮住居あっせん提供		○	○				◎	
	住居被害者への生活必需品支給		○	○				◎	
	住民に対する広報		○	◎					

（注1）◎印は主務機関を示す。

（注2）○印は主務機関への援助協力機関を示す。

（注3）海保の欄は、海上において航空機事故が発生した場合を示す。

（注4）航空機事故等発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛施設庁（当時）

との間の緊急救助体制に関する合意に基づいて行われる。

(2) 自衛隊機事故被害者救急救助等任務分担区分表

機関 任務内容		県	沖縄市	警察	消防	海保	防衛局	自衛隊
捜索活動	搭乗員、乗客、被害者等の捜索		○	◎	○	◎		○
消防救助活動	負傷者応急手当	○	○	○	◎	◎	○	○
	負傷者救助活動（救急班編成を含む）	○	○	○	◎	◎		○
	救急病院の引受確認	○	○	○	◎		○	○
	より適切な病院への移送	○	○		○			◎
	消防活動	○	○	○	◎	◎	○	○
現場対策	現場の交通整理	○	○	◎	○	◎		○
	財産保護または警備	○	○	◎	○	◎		○
	現場保存			◎	○	◎		○
	現場連絡所の設置	○	○	○	○	○	○	◎
その他	住居被害者への仮住居あっせん提供	○	○				○	◎
	住居被害者への生活必需品支給	○	○				○	◎
	住民に対する広報	○	◎					

（注1）◎印は主務機関を示す。

（注2）○印は主務機関への援助協力機関を示す。

（注3）海保の欄は、海上において航空機事故が発生した場合を示す。

(3) 緊急措置要領

ア 緊急通報の内容等

連絡責任者は、航空事故を知ったときは、直ちに関係機関に通報する。

次に掲げる事項について判明の都度行う。

●資料編 資料 17-3 米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領

(ア) 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）

(イ) 事故発生の日時、場所

(ウ) 事故機の種別、乗員数、積載燃料の種類、量及び爆発物若しくは危険物積載の有無

(エ) 事故現場の状況

(オ) 被害の状況

(カ) その他必要事項

イ 現地連絡所の設置

(ア) 航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。

(イ) 米軍機事故の場合は沖縄防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所が、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。

この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会関係機関

区 分	関 係 機 関
県	沖縄県
市町村	名護市 うるま市 沖縄市 宜野湾市 浦添市 那覇市 糸満市 豊見城市 南城市 金武町 嘉手納町 北谷町 西原町 与那原町 八重瀬町 南風原町 与那国町 久米島町 国頭村 東村 宜野座村 恩納村 読谷村 北中城村 中城村 伊平屋村 渡名喜村 伊江村 渡嘉敷村 座間味村 北大東村
消 防	国頭地区行政事務組合消防本部 名護市消防本部 金武地区消防衛生組合消防本部 うるま市消防本部 沖縄市消防本部 比謝川行政事務組合ニライ消防本部 中城北中城消防本部 宜野湾市消防本部 浦添市消防本部 那覇市消防局 豊見城市消防本部 糸満市消防本部 東部消防組合消防本部 島尻消防組合消防本部
警 察	沖縄県警察本部
海 保	第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）
米 軍	第18航空団 在沖米海兵隊 在沖米艦隊活動司令部
自衛隊	陸上自衛隊第15旅団 海上自衛隊第5航空群 航空自衛隊第83航空隊
内閣官房	沖縄危機管理官
防衛省	沖縄防衛局

2 市の組織体制（防災班、基地対策班）

(1) 災害対策本部の設置

市内及び市周辺への航空機の墜落及び市内へ航空機からの落下物による事故等の第一報が市に入った時点で、「災害対策本部」を設置し配備体制について検討する。

市周辺への航空機からの落下物による事故等であって、市内に直接の被害がない事故等については、航空事故等対応班（緊急対応班（電話受理班）に企画部基地政策班が加わる。）の組織化により情報収集活動をする。

(2) 航空事故等対応班の組織と活動

航空事故等対応班長は基地政策課長をもって充てる。

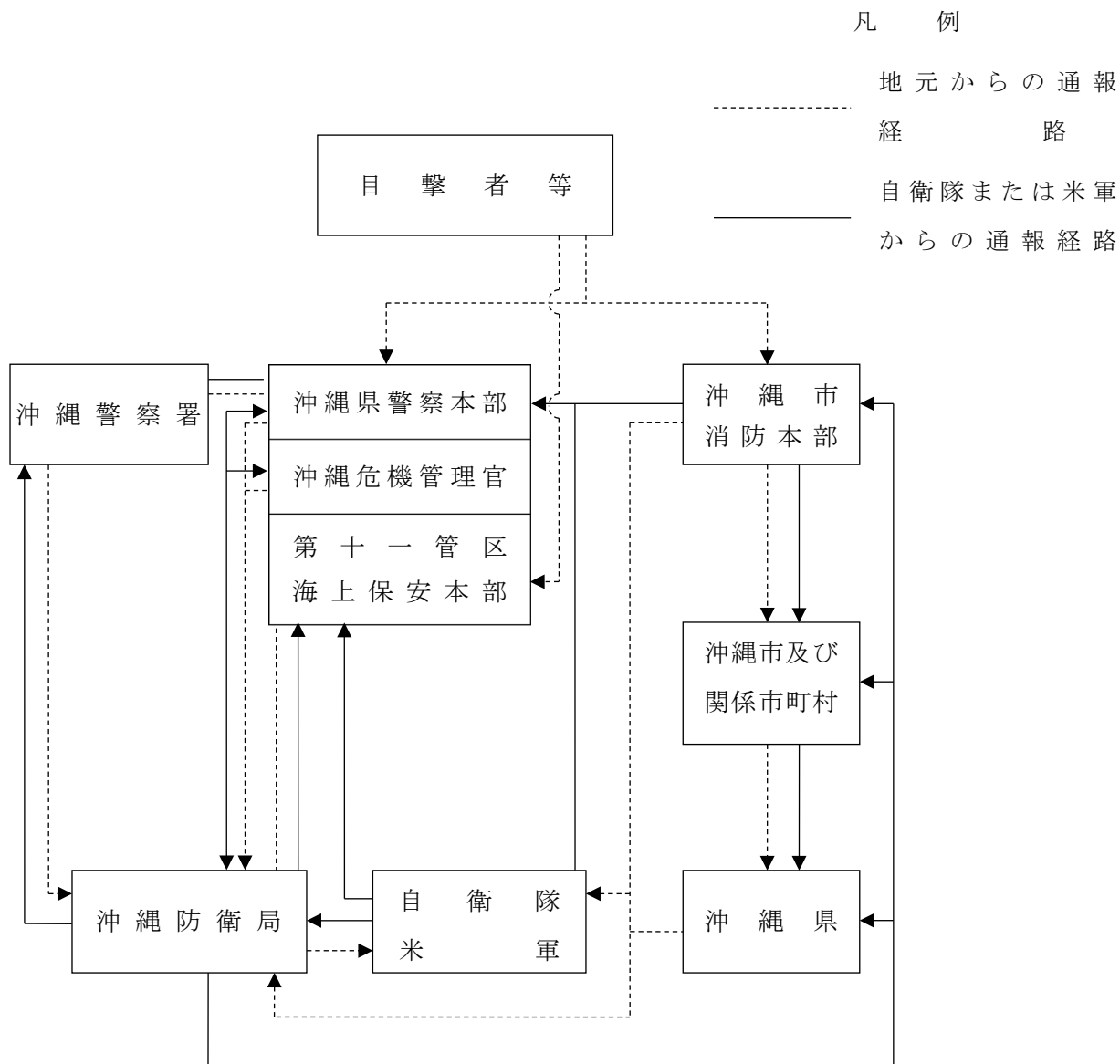
緊急対応班（電話受理班）の動員は防災課が行い航空事故等対応班のみでは対応できない場合には、別に課を指定し、航空事故等対応班に組み入れる。

3 情報連絡体制（防災班、基地対策班）

(1) 事故の際の通報経路

米軍または自衛隊の航空事故等による場合の通報経路は次のとおりである。

[米軍・自衛隊航空事故等に係る通報経路図]



4 災害対策本部応急対策活動（各関係班）

(1) 対応活動

ア 市職員を沖縄防衛局または緊急措置要綱による現場連絡所に派遣して情報収集にあたる。また、必要に応じて、沖縄警察署、消防本部にも職員を派遣して情報収集にあたる。

イ その他の活動

(ア) マスコミ対応

(イ) 現地確認と可能な限りの写真撮影

(ウ) 沖縄県との緊密な連絡

(エ) テレビ報道の録画及び新聞等の切り抜きなど、事故等に関する記録

ウ 市周辺に航空機からの落下物による事故等があった場合、次の対応活動を実施する。

(7) 航空事故等対応班による、関係機関からの情報収集

(2) 住民対応活動

ア 必要に応じ、住民に対する広報活動を実施する。

イ 市内に航空機が墜落した場合には、必要に応じ災害現場から安全な距離を置いた場所に速やかに避難所を開設する。

ウ 被害の拡大により市内の避難所だけでは対応できない場合には、近隣市町村に住民の一時避難のための施設の提供を求める。

エ 市は、住民に対する避難指示等を発令した場合には、地震・津波編 第1章「第8節 避難計画」に準じた方法により住民の避難誘導にあたる。

(3) ライフライン関係機関との連絡

ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に密接な情報連絡を取り、市民生活の早期の復興に努める。

(4) 消防団活動

航空機の墜落により市内に住宅火災等が発生した場合には、消火救助活動にあたるとともに消防署隊の後方支援にあたる。

第35節 ライフライン等施設応急対策計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、建設対策部、上下水道対策部、経済文化対策部 消防対策部、各関係対策部 沖縄電力(株)うるま支店、N T T 西日本沖縄支店、液化石油ガス事業所
---------	---

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、地震・津波編 第1章「第32節 ライフライン等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

電力施設の被害による大規模な停電時の給水は、風水害等編 第1章「第18節 給水計画」に基づき実施する。

第36節 農林水産物応急対策計画

部署・関係機関	経済文化対策部
---------	---------

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、地震・津波編 第1章「第33節 農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第37節 米軍との相互応援計画

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部
---------	-------------

風水害等における在沖米軍との災害協力は、地震・津波編 第1章「第34節 米軍との相互応援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第38節 道路事故災害応急対策計画

部署・関係機関	総務対策部、建設対策部、消防対策部
---------	-------------------

1 計画内容（防災班、道路班、警防班）

(1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市は、人的被害状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

道路管理者は、発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずる。

(3) 救助・応急、医療及び消火活動

ア 国道、県道等の道路管理者は市等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

イ 市は、救助・救急活動を行うほか、被災状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するが、市は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

(4) 道路、橋梁等の応急措置

ア 道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害状況に応じて障害物の除去、路面及び橋梁段差の修正、排土作業、盛土作業、仮舗装作業及び仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

イ 道路管理者及び上下水道・電気・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

エ 県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。

(5) その他

ア 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

イ 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第39節 林野火災対策計画

部署・関係機関	消防対策部、経済文化対策部
---------	---------------

市は、林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

- (1) 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- (3) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。
- (4) 火災の規模が大きく市で対応できないときは、「沖縄県消防相互応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。
- (5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (6) 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- (7) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

第2章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

部署・関係機関	建設対策部、各関係対策部
---------	--------------

公共施設の災害復旧対策は、地震・津波編 第2章「第1節 公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第2節 被災者生活への支援計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、建設対策部、消防対策部、経済文化対策部 各関係対策部
---------	---

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業斡旋等は、地震・津波編 第2章「第2節 被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第3節 中小企業者等への支援計画

部署・関係機関	経済文化対策部
---------	---------

災害時の被災農林漁業者、被災中小企業者に対する融資対策は、地震・津波編 第2章「第3節 中小企業者等への支援計画」に定める対策のほか、風水害等の被害特性を踏まえる。

特に、台風被害では、さとうきび等の農作物被害が顕著になりやすいことを踏まえて復旧を促進する。

第4節 復興の基本方針等

部署・関係機関	建設対策部、市民対策部、各関係対策部、企画対策部
---------	--------------------------

復興計画やまちづくりは、地震・津波編 第2章「第4節 復興の基本方針等」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。